



外国人技能実習生
外国人建設就労者
特定技能外国人(登録支援機関受託)

外国人受入事業のご案内

監理団体許可番号 許1704000004
登録支援機関登録番号 19登-001109

特定監理団体認定番号 A2600002
無料職業紹介事業所 13-ム-3000491



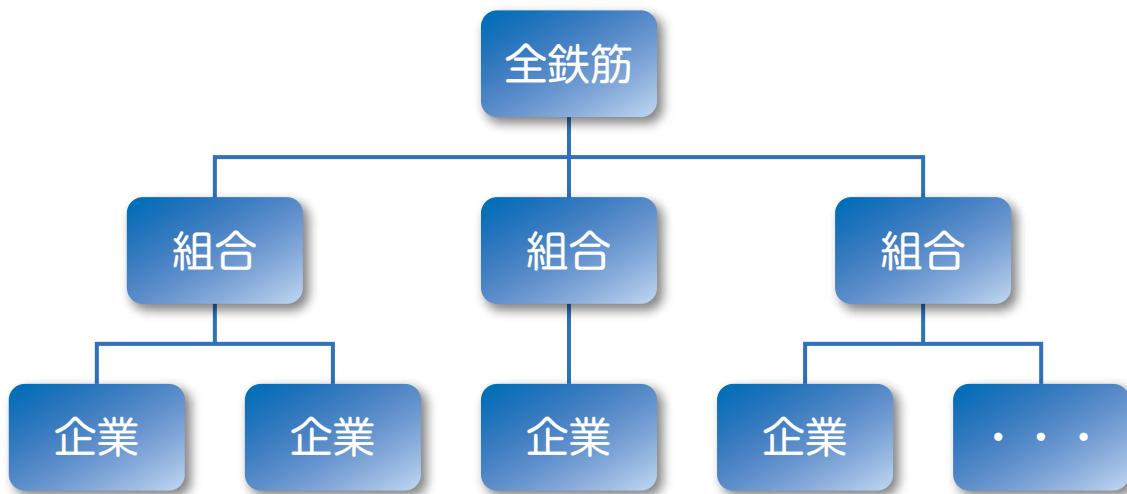
公益社団法人
全国鉄筋工事業協会

目 次

1. 団体概要・組織図	2
2. 受入実績 技能実習生	3
3. 受入実績 建設就労者、特定技能外国人	4
4. 外国人技能実習制度	5
5. 技能実習生 受入要件	6
6. 技能実習生 受入概要（図）	7
7. 技能実習生 受入日程表	9
8. 技能実習生 受入費用	10
9. 外国人建設就労者制度	11
10. 特定技能外国人制度	13
11. 特定技能外国人 受入手続き	14
12. 特定技能外国人 登録支援機関の支援・サービス概要	15
13. 特定技能外国人 四半期毎の入管報告義務	16
14. 特定技能外国人 受入概要（図）	17
15. 特定技能外国人 受入費用	19
16. 特定技能外国人 教材、報道実績等	20
17. 送出し機関の紹介（中国）	21
18. 送出し機関の紹介（ベトナム）	22

1. 団体概要・組織図

当協会は、日本全国で活動する鉄筋工事業の組合の協力の下で活動する公益社団法人（内閣府所管）です。国土の整備・保全、国民生活の安定と安全を担うという鉄筋工事業界の重要な使命を全うするために地域・産官学を横断して活動しています。

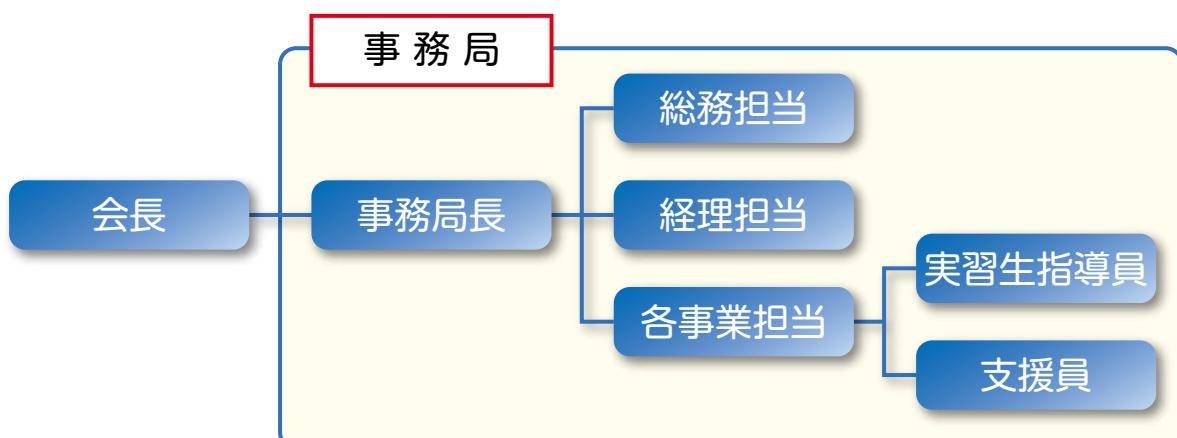
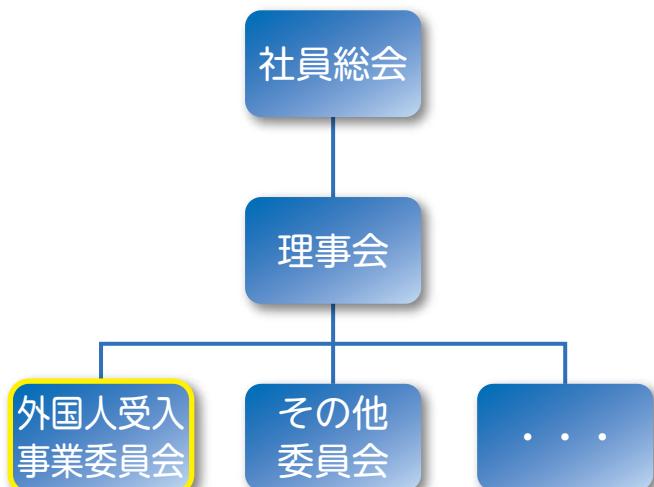


外国人受入事業のなかで、外国人技能実習生（以降、技能実習生）受入、登録支援機関（建設特定技能外国人受入）、外国人建設就労者（以降、建設就労者）受入を行っています。

とくに技能実習生受入は他国への技術承継・国際貢献を目的とし、登録支援機関（建設特定技能外国人受入）は企業の担い手確保を目的とした公益事業です。

外国人受入事業は、当協会に設置した外国人受入事業委員会が方針を決定しています。

事務局は会長および各委員会の決定の下で、外国人受入事業を始めとした事業の実務を適正かつ適法に行ってています。



2. 受入実績 技能実習生 累計 1,604名

2020年8月31日現在

1992年～1997年
(第1次～第12次) 都築 基 会長



次数	人数	社数	送出し機関	入国日
第1次	25名	5社	浙江省	1992年6月
第2次	29名	5社	浙江省	1992年9月
第3次	28名	7社	浙江省	1993年2月
第4次	26名	6社	浙江省	1993年10月
第5次	20名	4社	浙江省	1994年8月
第6次	16名	3社	江蘇省	1994年10月
第7次	17名	5社	浙江省	1995年4月
第8次	9名	2社	浙江省	1995年10月
第9次	16名	4社	浙江省	1996年2月
第10次	20名	4社	江蘇省	1996年4月
第11次	17名	5社	浙江省	1996年9月
第12次	15名	5社	浙江省	1997年4月

1997年～2003年
(第13次～第32次) 岩田 正道 会長



次数	人数	社数	送出し機関	入国日
第13次	9名	2社	遼寧省	1997年8月
第14次	12名	3社	浙江省	1997年9月
第15次	22名	4社	江蘇省	1997年11月
第16次	13名	4社	浙江省	1998年2月
第17次	16名	4社	江蘇省	1998年4月
第18次	13名	5社	浙江省	1998年4月
第19次	20名	5社	浙江省	1998年10月
第20次	15名	4社	江蘇省	1999年7月
第21次	11名	3社	浙江省	1999年10月
第22次	6名	3社	江蘇省	2000年1月
第23次	6名	3社	浙江省	2000年1月
第24次	19名	6社	浙江省	2000年4月
第25次	5名	1社	浙江省	2000年11月
第26次	15名	5社	浙江省	2001年1月
第27次	15名	6社	浙江省	2001年4月
第28次	13名	4社	江蘇省	2001年4月
第29次	22名	8社	浙江省	2001年10月
第30次	19名	7社	浙江省	2002年7月
第31次	26名	12社	浙江省	2003年3月
第32次	10名	3社	江蘇省	2003年3月

2003年～2007年
(第33次～第43次) 和田 進 会長



次数	人数	社数	送出し機関	入国日
第33次	16名	7社	浙江省	2003年9月
第34次	21名	9社	浙江省	2004年1月
第35次	4名	1社	江蘇省	2004年9月
第36次	35名	11社	浙江省	2004年10月
第37次	14名	4社	浙江省	2005年3月
第38次	3名	1社	江蘇省	2005年10月
第39次	20名	7社	浙江省	2005年10月
第40次	34名	10社	浙江省	2006年2月
第41次	3名	1社	江蘇省	2007年1月
第42次	28名	10社	浙江省	2007年1月
第43次	27名	8社	浙江省	2007年1月

2007年～2017年
(第44次～第79次) 内山 聖 会長



次数	人数	社数	送出し機関	入国日
第44次	19名	6社	浙江省	2007年10月
第45次	7名	2社	江蘇省	2008年2月
第46次	27名	9社	浙江省	2008年2月
第47次	21名	8社	浙江省	2008年10月
第48次	4名	1社	江蘇省	2009年2月
第49次	30名	11社	浙江省	2009年2月

次数	人数	社数	送出し機関	入国日
第50次	9名	4社	浙江省	2009年10月
第51次	16名	6社	浙江省	2010年2月
第52次	5名	2社	浙江省	2010年2月
第53次	30名	10社	浙江省	2011年2月
第54次	3名	2社	江蘇省	2011年2月

次数	人数	社数	送出し機関	入国日
第55次	16名	7社	浙江省	2011年8月
第56次	2名	1社	江蘇省	2011年8月
第57次	28名	9社	浙江省	2012年2月
第58次	4名	1社	江蘇省	2012年2月

次数	人数	社数	送出し機関	入国日
第59次	24名	8社	浙江省	2012年8月
第60次	43名	13社	浙江省	2013年2月
第61次	36名	11社	浙江省	2013年8月
第62次	27名	11社	浙江省	2014年2月

次数	人数	社数	送出し機関	入国日
第63次	2名	1社	江蘇省	2014年2月
第64次	25名	8社	浙江省	2014年8月
第65次	16名	5社	エスハイ	2014年11月
第66次	9名	5社	浙江省	2015年2月

次数	人数	社数	送出し機関	入国日
第67次	5名	2社	江蘇省	2015年2月
第68次	15名	6社	エスハイ	2015年2月
第69次	14名	6社	エスハイ	2015年8月
第70次	3名	1社	浙江省	2015年8月

次数	人数	社数	送出し機関	入国日
第71次	3名	1社	江蘇省	2015年8月
第72次	17名	7社	エスハイ	2015年11月
第73次	19名	7社	エスハイ	2016年2月
第74次	3名	1社	浙江省	2016年2月

2018年～
(第80次～) 岩田 正吾 会長



次数	人数	社数	送出し機関	入国日
第75次	20名	9社	エスハイ	2016年8月
第76次	18名	8社	エスハイ	2016年11月
第77次	28名	12社	エスハイ	2017年2月
第78次	35名	14社	エスハイ	2017年8月

次数	人数	社数	送出し機関	入国日
第79次	19名	7社	エスハイ	2017年11月

◆1992年

外国人研修生受入開始 第一次受入機関：(財)建設産業教育センター
※1990年6月1日 在留資格「研修」新設のため

◆2003年

研修生事業委員会 設立
矢野目和夫 委員長就任

◆2004年

受入体制変更 第一次受入機関：(一財)建設業振興基金
※(財)建設産業教育センター解散のため

◆2009年

第52次受入より、第一次受入機関を当協会に変更

◆2010年

無料職業紹介事業の許可を取得

◆2011年

設置委員会を実習生事業委員会に改称
※1993年 技能実習制度の新設(在留資格「研修」+「特定活動」2年間)のため
※2010年 研修制度廃止、技能実習制度へ移行のため

◆2015年

特定監理団体の認定を取得(第1号)
建設就労者の受入を開始(7月1日)
※同年4月1日 在留資格「特定活動」(建設就労者)新設のため

◆2016年

(一社)日本建設業連合会より
国際委員長賞受賞(6月)
武田美治 委員長就任
一般監理事業の許可を取得(11月1日)

◆2018年

技能実習生3号の受入開始(6月16日)
※2017年11月1日 在留資格「技能実習3号」新設のため

◆2019年

(一社)建設技能人材機構に正会員団体として加入(4月1日)
設置委員会を外国人受入事業委員会に改称(6月)
※同年4月1日 在留資格「特定技能」新設のため
登録支援機関登録簿に登録(7月11日)

※同年7月30日当協会の支援で特定技能1号国土交通省認定取得(第1号)

3. 受入実績 建設就労者

累計 136名

2020年8月31日現在

次数	人数	社数	送出し機関
第1次	14名	6社	浙江省
第2次	3名	1社	浙江省
第3次	10名	5社	浙江省
第4次	3名	1社	浙江省
第5次	3名	1社	江蘇省
第6次	2名	1社	VTC
第7次	11名	6社	浙江省
第8次	1名	1社	浙江省
第9次	3名	1社	浙江省
第10次	2名	1社	VTC
第11次	3名	2社	浙江省
第12次	3名	1社	浙江省
第13次	3名	2社	浙江省
第14次	1名	1社	VTC
第15次	4名	2社	エスハイ
第16次	4名	1社	エスハイ
第17次	1名	1社	浙江省
第18次	1名	1社	浙江省
第19次	5名	3社	エスハイ
第20次	4名	1社	江蘇省
第21次	2名	2社	浙江省
第22次	3名	1社	浙江省
第23次	1名	1社	浙江省
第24次	2名	1社	TTC
第25次	2名	1社	浙江省
第26次	7名	3社	浙江省
第27次	6名	3社	TTC
第28次	1名	1社	TTC
第29次	2名	1社	TTC
第30次	2名	1社	浙江省
第33次	1名	1社	浙江省
第34次	2名	1社	TTC
第35次	1名	1社	TTC
第36次	9名	4社	TTC
第37次	1名	1社	TTC
第38次	3名	1社	浙江省
第39次	2名	1社	浙江省
第40次	2名	1社	浙江省
第41次	3名	1社	浙江省
第43次	2名	1社	AU VIET
第44次	1名	1社	AU VIET

特定技能外国人

累計 47名

2020年8月31日現在

契約年月	支援数(ベトナム)	支援数(中国)
2019年8月	10名	4名
2019年11月	2名	0名
2019年12月	7名	3名
2020年1月	5名	4名
2020年2月	1名	0名
2020年3月	1名	0名
2020年4月	2名	0名
2020年5月	3名	0名
2020年6月	5名	0名

契約社数 22社

当協会は、鉄筋施工の外国人を専門に扱う登録支援機関です。建設分野で初めて国土交通省の認定を受けた特定技能外国人を初め、多数を支援しています。

詳細は、国土交通省 土地・建設産業局建設市場整備課 令和元年7月31日発表のプレスリリース「5企業9名分の『建設特定技能受入計画』を初認定」をご覧ください。

本誌作成時点で、鉄筋施工に従事する特定技能外国人全体のうち約4分の1にあたる人数を当協会が支援しています。

4. 外国人技能実習制度

詳細は技能実習制度運用要領webサイトをご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622688.pdf>

この制度は、我が国で開発され培われた技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、その開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とし、我が国の国際貢献に重要な役割を果たしています。

当協会は、この制度を利用してアジア等の新興国に住む青年労働者への技能・知識の移転を目的とした事業を行っています。外国人技能実習生は、受入れられた日本企業（実習実施者という）で働きながら技能等を修得します。修得した技能等は、母国における自身の職業生活の向上と、母国の産業発展へ貢献します。

1年目は「第1号技能実習生（1年間）」、2・3年目は「第2号技能実習生（2年間）」と、合計3年間の技能実習を行います。優良認定を受けた実習実施者のもとでは、4・5年目の「第3号技能実習生（2年間）」を実施できます。1号から3号までの技能実習で、合計で5年間滞在できます。

事業特徴

1. 受入企業のニーズに合わせた優秀な人材を採用

鉄筋施工の技能集団として技能習得意欲の高い優秀な技能実習生を選抜します。以下の4つの資格を含めて企業配属までに指導・教育を充実させ、外国人が即戦力となれるよう目指して取り組んでいます。

2. 鉄筋施工限定の受入組織として4つの資格を取得

特別教育（玉掛け技能講習・クレーン運転特別教育・足場の組立等特別教育・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育）の資格を取得させて企業へ配属します。

3. 事業収益は公益のために活用

当協会の公益事業で、広く一般が受益できるよう活用します。

技能実習生の受入人数枠

第1号（1年間）		第2号（2年間）	優良基準適合者（常勤職員総数が6人以上の場合）		
実習実施者の常勤職員総数	技能実習生の人数		第1号（1年間）	第2号（2年間）	第3号（2年間）
301人以上	常勤職員総数の20分の1	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍
201人～300人	15人		優良基準適合者（常勤職員総数が5人以下の場合）		
101人～200人	10人		第1号（1年間）	第2号（2年間）	第3号（2年間）
51人～100人	6人		常勤職員総数	常勤職員総数の2倍	常勤職員総数の3倍
41人～50人	5人				
31人～40人	4人				
30人以下	3人				

- 常勤職員とは、社会保険加入者数をいいます。（技能実習生・建設就労者・特定技能外国人は除く）
- 技能実習生の総数が常勤職員の総数を超えることはできません。（優良認定を受けた実習実施者は免除 ※一部例外あり）

優良認定を受けるための基準

○技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第9条第10号）

○評価基準に基づき、150点満点で90点以上を獲得した場合に「優良」とあると判断されます。

実習生 優良認定



で検索

5. 技能実習生 受入要件

- ▶建設業法第3条の許可を受けていること
- ▶建設キャリアアップシステム登録義務
- ▶月給制の給与支払い義務
- ▶技能実習責任者講習の受講義務（3年更新）
- ▶技能実習指導員の配置
 - 5年以上の職務経験を有する常勤の従業員
- ▶生活指導員の配置
- ▶宿舎等の提供
 - 1人当たり4.5m²以上（6畳に2人程度）の私有スペース確保
 - 台所、トイレ、シャワー設備、寝具、調理器具、食器 等
- ▶労働保険（労災保険・雇用保険）の加入
- 社会保険（厚生年金保険、健康保険）の加入
- ▶技能実習日誌の作成及び備え付け
(技能実習終了後1年以上保管)

手続きの流れ（入国から帰国）

経過月		内 容	管轄機関
1号	1～5ヶ月目	技能検定試験申込（基礎級）	職業能力開発協会
	7ヶ月目	技能検定試験（基礎級） ※学科・実技合格必須	職業能力開発協会
	9ヶ月目	技能実習計画認定申請（2号申請）	外国人技能実習機構
	11ヶ月目	在留資格変更許可申請	出入国在留管理局
2号	11ヶ月目	在留期間更新許可申請	出入国在留管理局
	13～18ヶ月目	技能検定試験（随時3級） ※実技合格必須	職業能力開発協会
	24ヶ月目	帰国（一時帰国）	
	在日中・一時帰国中 いずれかに申請	技能実習計画認定申請（3号申請） (開始予定日の4ヶ月前まで)	外国人技能実習機構
		在留資格認定許可申請	出入国在留管理局
3号	11ヶ月目	在留期間更新許可申請	出入国在留管理局
	13～18ヶ月目	技能検定試験（随時2級） ※実技合格必須	職業能力開発協会
	24ヶ月目	帰国	

6. 受入概要(図) 面接から帰国まで

外国人受入
事業委員会

委員長：武田 美治（香川）

副委員長：小寺 洋志裕（石川）

外国

約6ヶ月 入国前講習（日本語教育・実技訓練）

選抜

- ▶入学試験
 - IQ テスト
 - Y-G 性格検査
 - 正確性
 - 計算能力
 - 集中力の確認

- ▶体力テスト
 - 腕立て伏せ
 - スクワット
 - 鉄筋組立

- ▶現地訪問
 - 実技試験
 - 面接
 - 調印

- ▶合格者
 - 日本語教育
 - 日本生活案内
 - 鉄筋施工用語
 - 鉄筋実技訓練
 - 状況確認



ベトナムでの実技訓練



ベトナムでの鉄筋組立試験

約1ヶ月 入国後講習（富士教育訓練センター）



徹底した鉄筋施工教育を実施して
企業に派遣します。

日本入国

資格名	資格取得内容
玉掛け技能講習	吊り上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置の玉掛け業務
クレーン運転特別教育	吊り上げ荷重5トン未満のクレーン操作、運転5トン未満であれば荷とともに移動しない無線操作式でも運転可
足場の組立等特別教育	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務
フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	高さが2メートル以上あり作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業

丹波 勝行（北海道）

飛田 良樹（鉄工協）

山本 俊輔（愛知）

矢野目 和則（福島）

野仲 啓明（東鉄協）

叶 順哉（関西）

日本

外国

日本

外国

約11ヶ月

1ヶ月間以上

第1号
技能実習

第2号
技能実習

第3号
技能実習

1年間

2年間

2年間

帰
国

受
入
企
業
配
屬

（学科・実技試験合格必須）
技能検定基礎級相当

技能実習計画認定申請

（実技試験合格必須）
技能検定3級相当

優良要件に適合

技能実習計画認定申請

（実技試験合格必須）
技能検定2級相当

7. 技能実習生 受入日程表

第1回 企業入社日 4月1日

No.	受入の流れ	実施予定日
1	受入募集 (募集期間 約1ヶ月)	6月頃
2	面接・受入契約 (4日間)	9月上旬
3	書類申請(外国人技能実習機構・出入国在留管理局)	11月1日～1月末
4	査証(ビザ)申請	2月1日～2月27日
5	入国(入国後講習 約1ヶ月)	2月28日～3月31日
6	企業入社日	4月1日

第2回 企業入社日 10月1日

No.	受入の流れ	実施予定日
1	受入募集 (募集期間 約1ヶ月)	12月頃
2	面接・受入契約 (4日間)	3月上旬
3	書類申請(外国人技能実習機構・出入国在留管理局)	5月1日～7月末
4	査証(ビザ)申請	8月1日～8月28日
5	入国(入国後講習 約1ヶ月)	8月29日～9月30日
6	企業入社日	10月1日

第3回 企業入社日 12月13日

No.	受入の流れ	実施予定日
1	受入募集 (募集期間 約1ヶ月)	4月頃
2	面接・受入契約 (4日間)	6月中旬
3	書類申請(外国人技能実習機構・出入国在留管理局)	8月1日～10月中旬
4	査証(ビザ)申請	10月中旬～11月11日
5	入国(入国後講習 約1ヶ月)	11月12日～12月12日
6	企業入社日	12月13日

8. 技能実習生 受入費用

全鉄筋・送出し機関に納める費用と
実習生に直接支払う費用があります。

2022年12月1日現在

第1号技能実習生（1年目）

受入初期費用	申請費用、入国前講習費用、実習生保険（3年間）、入国渡航費、雇入れ時健康診断費用	140,000円
	入国後講習費用（富士センター） 講習費用（日本語教育・鉄筋組立実習等）、資格取得費用（玉掛け技能講習・クレーン運転特別教育・足場の組立等特別教育・フルハーネス特別教育）、宿泊・食事代（1日3食）4,950円×講習日数、講習手当30,000円、富士センターまでの交通費	358,160円
毎月の費用	ベトナム	全鉄筋監理費 每月20,350円×12ヶ月（税込）
		送出し管理費 每月10,000円×12ヶ月（非課税）
合計		862,360円

第2号技能実習生（2・3年目）

2号移行費用	技能検定試験 基礎級検定料（2号に移行するための必要な試験）	21,300円
	申請手数料	3,900円
	出入国在留管理局への印紙代	4,000円
毎月の費用	ベトナム	全鉄筋監理費 每月20,350円×24ヶ月（税込）
		送出し管理費 每月10,000円×24ヶ月（非課税）
その他費用	出入国在留管理局への印紙代	4,000円
	技能検定試験 隨時3級検定料	21,300円
帰国渡航費【概算】（航空会社・時期により航空券の費用が異なります）		60,000円
合計		842,900円

第3号技能実習生（4・5年目）（優良企業認定申請）

受入初期費用	申請費用	10,000円
	実習生保険（2年間）	15,940円
	入国渡航費（概算）（航空会社・時期により航空券の費用が異なります）	60,000円
毎月の費用	ベトナム	全鉄筋監理費 每月15,180円×24ヶ月（税込）
		送出し管理費 每月 5,000円×24ヶ月（非課税）
	中国	全鉄筋監理費 每月 8,140円×24ヶ月（税込）
		送出し管理費 每月12,000円×24ヶ月（非課税）
その他費用	出入国在留管理局への印紙代	4,000円
	技能検定試験 隨時2級検定料	21,300円
帰国渡航費【概算】（航空会社・時期により航空券の費用が異なります）		60,000円
合計		655,560円

9. 外国人建設就労者制度

外国人建設就労者制度

この制度は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた建設需要に対応できるよう2015年に制定されました。当協会は、鉄筋工事業を営む企業に不足する労働力を外国人が担えるよう、支援を行っています。

制度の趣旨

- (1) 対象業種 建設業（建設業の許可取得事業）
- (2) 建設就労者の滞在期間
 - ①技能実習に引き続き国内に在留する場合 2年間
 - ②建設分野技能実習を修了して帰国した場合（再入国）
 - 帰国後1年を経過しないうちに再入国する場合 2年間
 - 帰国後1年以上経過した後に再入国する場合 3年間

受入可能期間

2015年4月1日から2023年3月31日

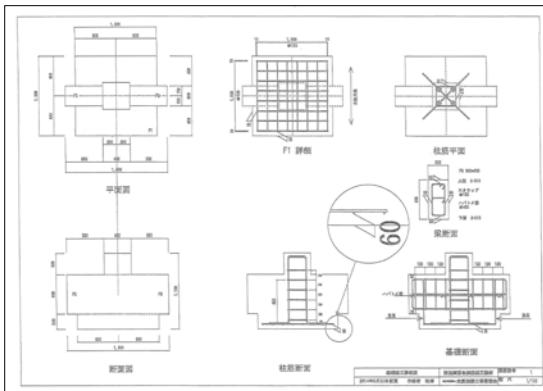
※2020年7月31日をもって国土交通省への適正監理計画認定・変更申請は受付を終了しています。

建設就労者と技能実習生との違い

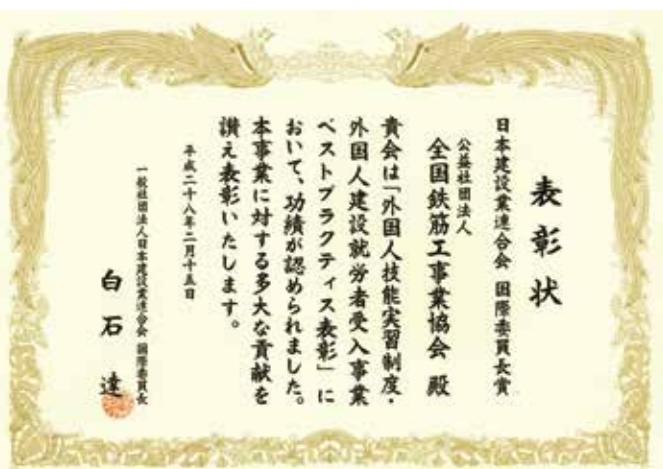
	建設就労者	技能実習生
管轄省庁	国土交通省／法務省	厚生労働省／法務省
在留資格	特定活動	<ul style="list-style-type: none">・技能実習1号口・技能実習2号口・技能実習3号口
受入可能人数	常勤職員数まで (技能実習生及び建設就労者の数は除く)	別表参照（P.5）
運用期限	2023年3月末まで就労可	運用期限の定めなし
技能試験	受検の定めなし	受検必須（技能検定等）

鉄筋組立カリキュラム教材

全般・技能実習生組立教材 基礎(20変)		印刷日 平成 26年 4月 9日 Page 1 新別								
名 称	形 状	寸 法 (mm)	径 (mm)	切 十 分 (mm)	本数	箇所	合計	定尺	部数	接
BP1 (ペースト) 主脚 @150 10-1050+10	5 	1070			SD295A	D10	1070	8+8	1	16
BP1 (ペースト) ハーモニカ H=60	5 	1000			SD295A	D6	1000	3	1	3
	3									
KC (柱) 柱筋 khung tru đống	89 	350 1000 300	100 R=86 D13	2970	1	1	1	6000	2	1
SC (柱) 柱筋 khung tru đống	89 	350 1015 300	101 R=86 D13	3000	1	1	1	6000	2	1
BC (柱) ブーリング筋 @150 khung bô trú ngang	78 	R=86 300 300 R=86	310	SD295A	D10	1320	1+5	1	6	4000
IC (柱) ステップル筋 khung tru ngang	453 	290 290		SD295A	D10	1080	1	1	1	5500
	8									
PG (地中梁) 上筋 (khung ngang cot troi) 50+450+400+450+50	51 	R=26 450 1400 50	26 D13	SD295A	D13	2250	2	1	2	4500
10PG (地中梁) 下筋 (khung ngang cot duoi)	51 	R=26 450 1400 50	26 D13	SD295A	D13	1650	2	1	2	5000
11PG (地中梁) 腹筋 (nhieu khien) vuong ngang xung bang	5 		1370	SD295A	D10	1370	2	1	2	5500
12PG (地中梁) スラブ筋 @150 khung ngang xung bang	78 	R=26 450 200 50	26 D10	SD295A	D10	1480	4+2	1	8	4500
13PG (地中梁) 巾木 @450 (nhieu co) bo chieu ruong	374 	205 450 200 50	25 D10	SD295A	D10	400	2+2	1	4	4000
14PG (地中梁) 枕局 khung chien ngua	202 	665 300 665 50	86 D10	SD295A	D10	2180	2	1	2	4500



報道実績等



当協会の外国人技能実習生受入事業・外国人建設就労者受入事業の24年間の取組が日本建設業連合会より模範的との高い評価をうけ、平成28年2月15日『ベストプラクティス国際委員長賞』を受賞しました。

ベストプラクティス表彰事業は、外国人技能実習制度の活用に関して積極的な取組を行い、優れた実績を残している監理団体などの功績を讃え、それを通じて本制度の建設産業における普及啓発、活用促進を図るために日本建設業連合会が主催し実施しているものです。

10. 特定技能外国人制度

建設業を始めとした諸産業の深刻な人手不足の解決を図るべく、2019年4月1日より日本で新たな在留資格「特定技能」制度がはじまりました。一定の専門性・技能を有し、即戦力となる優秀な外国人材は、在留資格「特定技能」を取得できます。

鉄筋工事業は、日本の安心で安全な建築を支える重要な産業です。当協会は、この制度を活用する企業（=特定技能所属機関）を支援する公益事業を実施すると内閣府に届け出たうえで、出入国在留管理局に「登録支援機関」として登録しました。鉄筋工事業を営む各社による優秀な外国人材を迎える活動を支援します。

特定技能 1号と技能実習生との違い

	特定技能外国人	技能実習生
目的	日本企業で働くために来日 企業の労働力確保のための 制度	日本の技能を学ぶために来日 国際貢献が目的の制度
在留資格切替の一時帰国	一時帰国不要 日本在留から、移行可能 (技能実習生等からの切替え)	一時帰国は必須 技能実習2号口から3号口、 2号口から特定活動 (建設就労者) など
外国人一人の作業	可	不可 (技能実習指導員は必須)
企業から雇用契約解除	可	不可
外国人の退職・転職	可	不可
受入可能人数	常勤職員以下 (技能実習生及び建設就労者 の数は除く)	別表参照 (P.5)

11. 特定技能外国人 受入手続き

特定技能外国人の雇用は以下の手続きが必要です。

雇用契約を含む受入態勢で、各種の要件を満たすことが求められています。

●一般社団法人建設技能人材機構（JAC）に何らかの形で加入

建設分野特定技能外国人の受入は、JACが取りまとめています。

当協会はJAC正会員です。当協会の加盟組合か、JAC賛助会員のいずれかに加入が必要です。

当協会の会員証明書発行は、当協会HPで申請方法を告知しています。

●国土交通省への許可申請（オンライン申請）

- ・日本人を雇用する企業努力を行っていること
- ・日本人・外国人、共に同等の高い待遇であること
(※標準額は後述します)
- ・建設キャリアアップ（CCUS）カードに登録していること
- ・勤続年数による安定的な昇給
- ・月給制での雇用体制
- ・法令順守体制



特定技能1号

LAI VAN TUYEN氏 (C)株式会社nonaka

●地方出入国在留管理局への申請

●1人あたり7.5m²以上の私有スペース確保

●受入負担金の支払い

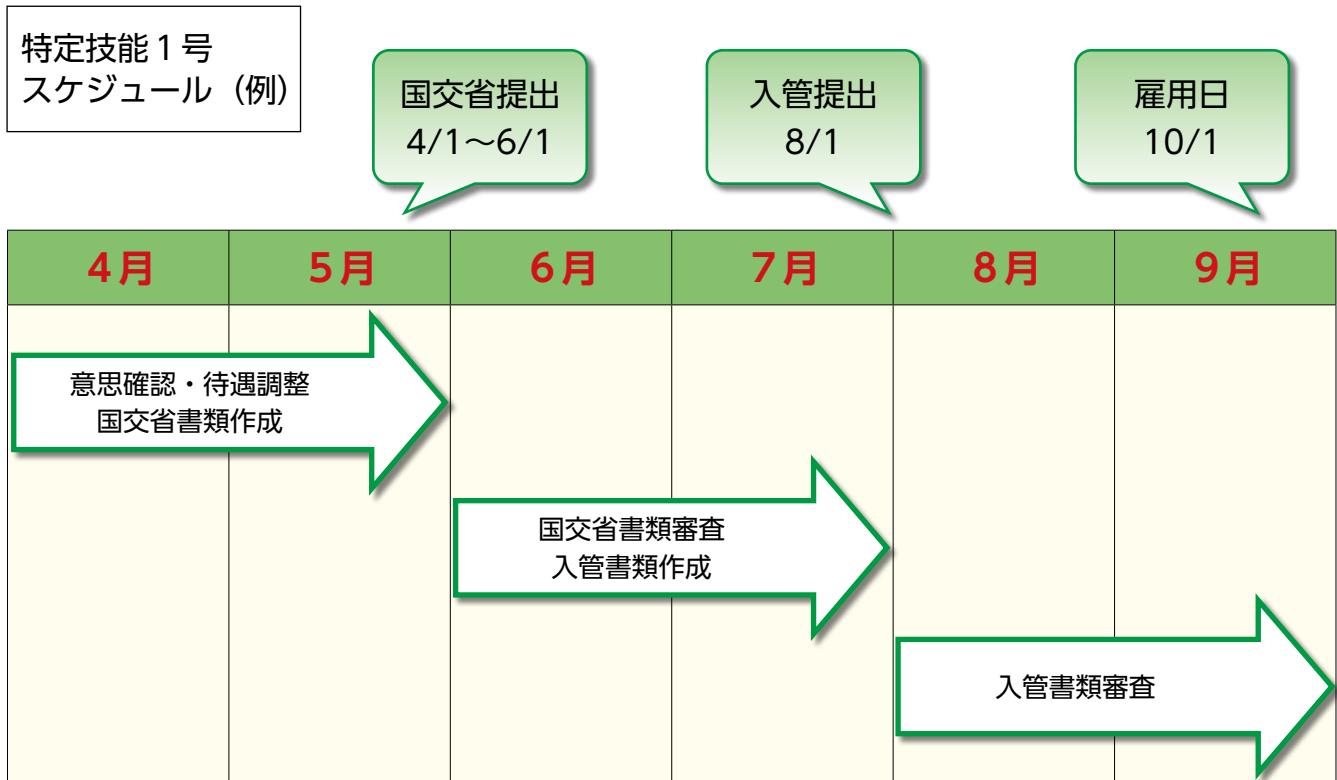
受入企業（特定技能所属機関）は、後述する表で示す額のとおり一般社団法人建設技能人材機構（JAC）へ受入負担金を支払う義務が発生します。

鉄筋施工分野（当協会が会員証明書を発行した企業）の受入負担金は、JACに代わり当協会が各企業より収納します。

詳しくは、会員証明書発行前に自動振替の手続きをご案内します。



特定技能1号 NGUYEN VAN CONG氏 (C)株式会社芳和建設工業



12. 特定技能外国人 登録支援機関の支援・サービス概要

法令（改正入管法 第19条第22項第2号）に基づく委託により登録支援機関は以下の内容を実施します。

- ◎雇用契約、フォロー等の内容の事前ガイダンス（法令により3時間以上）
- ◎出入国時に空港などへの送迎（出国時入場の確認まで）
- ◎住宅確保の支援（保証人の確保等）
- ◎生活に必要な契約の支援（金融機関の口座開設、携帯電話の契約等）
- ◎生活オリエンテーションの実施
(生活一般、行政手続き、相談・苦情の連絡先等、法令により8時間以上)
- ◎日本語を学習する機会の提供（日本語教室、自主学習教材の案内等）
- ◎相談・苦情に対する対応（外国人本人の言語で24時間365日対応）
- ◎日本人との交流促進支援
(行事等の地域交流、自治会等の案内や参加手続きの補助)
- ◎非自発的離職時の転職支援
(次の受入機関の情報提供、ハローワークへの案内等)
- ◎特定技能1号本人、その監督者と定期的な面談（3ヶ月に1度以上）

受託時の無料付帯サービス

受入企業は特定技能制度を理解したうえで、各手続きの実施責任があります。当協会は、制度と書類の趣旨の説明を含めて、事務負担を軽減できるようサポートします。

国土交通省への
申請書類作成サポート

外国人総合保険の
手続き代行

出入国在留管理局への
申請書類作成サポート

※保険費用は後日ご請求します。

13. 四半期毎の入管報告義務

当協会による特定技能外国人への支援と別に、受入企業は以下の書類を所轄入管に提出する必要があります。

- 参考様式第3-6号 受入状況に係る届出書
- 参考様式第3-8号 活動協に係る届出書
- 参考様式第3-8号（別紙）特手技能外国人に対する報酬の支払状況

※比較対象となる日本人労働者の賃金台帳を添付
(法務省のダウンロードサイト)

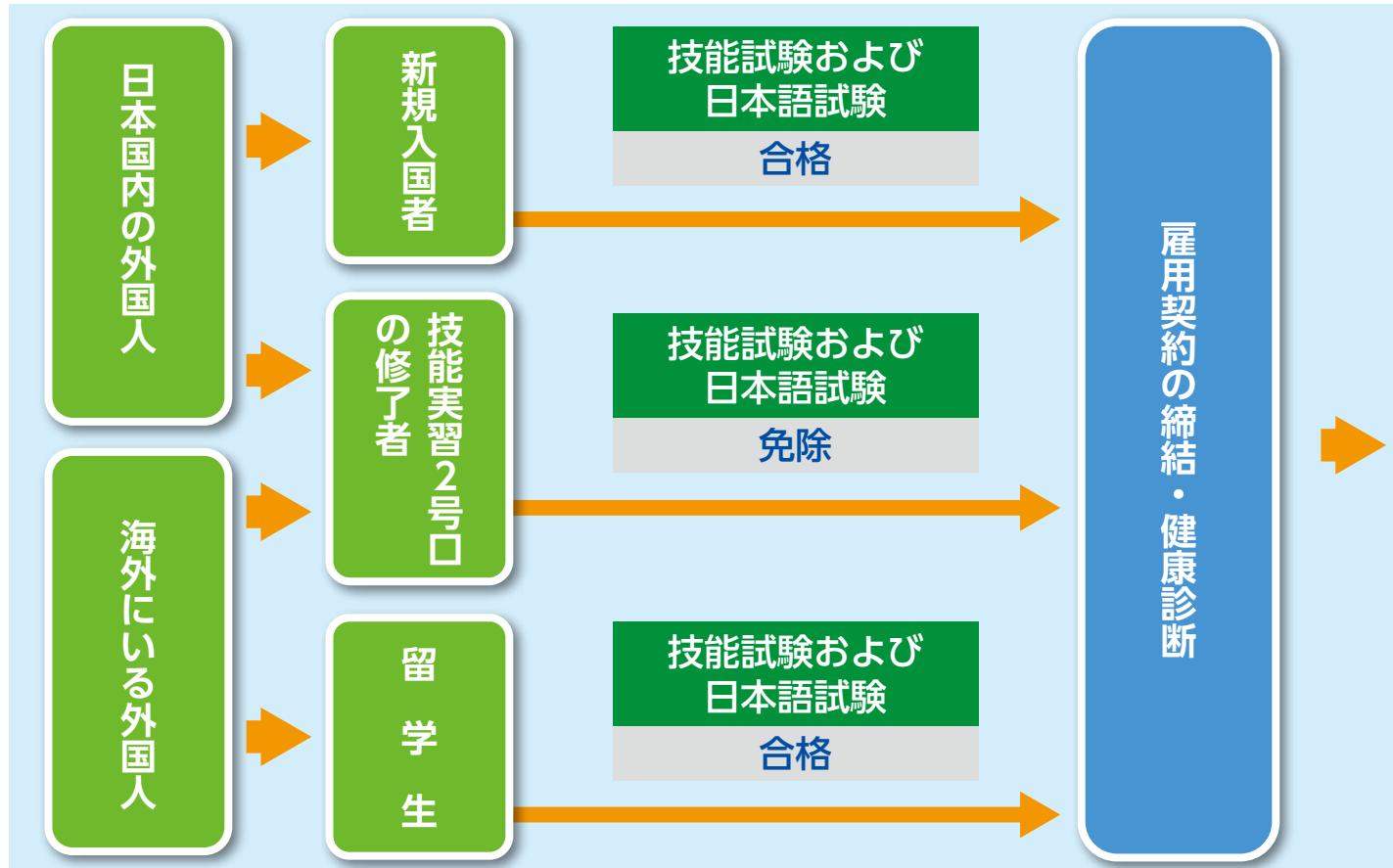
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html
提出は、直接持参と郵送のどちらでも可能です。

届出の対象期間提出期限

対象期間	提出期限
第1四半期	1月1日～3月31日
第2四半期	4月1日～6月30日
第3四半期	7月1日～9月30日
第4四半期	10月1日～12月31日

詳しくは、所轄入管の担当部署へご質問ください。

14. 特定技能外国人 受入概要(図)



特定技能1号と特定技能2号との違い

	特定技能1号	特定技能2号
要件	①・各職種の技能試験 ・日本語試験（N4相当） ②技能実習2号口の修了	①建設キャリアアップシステム（CCUS）レベル3以上 ②一級鉄筋施工技能士（組立て、または施工図） ③建設分野特定技能2号評価試験（鉄筋施工）（仮称）合格
在留期限	最大5年	限りなし（3年毎更新必要）
家族帯同	不可	可

特定技能 1号

国土交通省へ受入計画申請

事前ガイダンス

計
画
許
可

約2ヶ月

出入国在留管理局へ
在留資格申請（変更・認定）

生活オリエンテーション

在
留
許
可

約2ヶ月

最大5年滞在可能

3ヶ月に一度の定期面談、
生活オリエンテーション

鉄筋施工で特定技能2号
を申請するには、以下
いずれかの資格保有が
必須です。

建設キャリアアップシステム
(CCUS) レベル3以上

一級鉄筋施工技能士（組立て、
または施工図）

建設分野特定技能2号評価試
験（鉄筋施工）（仮称）合格

特定技能 2号

更新回数の制限なし
(3年毎の更新)

在
留
許
可

特定技能2号
在留資格変更申請

15. 特定技能外国人 受入費用

項目	金額	内訳
①本人に支払う給与 (企業-外国人)	¥ 230,000	左記は標準額です。 地域等で異なります
	¥ 20,000	日本語教育+技能教育 日本語 (N4相当)・技能試験
②受入負担金	¥ 15,000	日本語 (N4相当)・技能試験
	¥ 12,500	試験免除 (技能実習2号口 修了)
③登録支援機関委託料 ※当協会受託の場合	¥ 20,000 (税別) (月額／1名)	全部委託 (一部委託は行っていません)
	¥ 6,000 (税別) (月額／1名)	初年度交通費 (13ヶ月目より無料)
	外国人総合保険	¥ 35,200 (60ヶ月の場合) ※時期により加入月数は可変

JACと全鉄筋の関係

JACに正会員で加盟する当協会は、特定技能の制度整備、受入負担金の代行収納など、鉄筋施工分野の特定技能外国人の受入れを支援します。

以下図の通り、当協会は他の多くの団体と比べて外国人受入制度の最先端で活動している特色をもっています。受入企業が登録支援機関を当協会に委託したときは、受入手続きと支援の二つのサービスをワンストップで受けることができます。

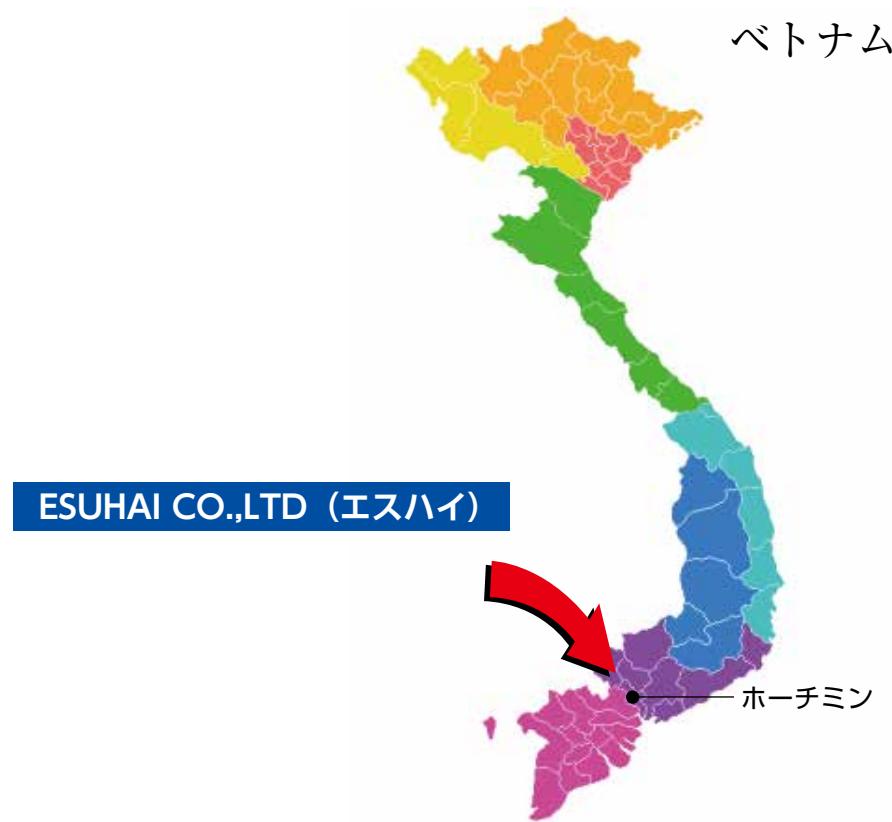


17. 送出し機関の紹介（中国）



	浙江省建設投資集團有限公司	江蘇国際経済技術合作集団有限公司
① 代表者名	毛 剑宏	王 斌
② 所在地	中国浙江省杭州市	中国浙江省南京市
③ 設立年月日	1949年8月14日	1981年11月7日
④ 業種	建設業全般	総合建設業、国際貿易業
⑤ 資本金	140億円	83億円
⑥ 年商	15,660億円	2,651億円
⑦ 従業員数	14,731名	5,400名
⑧ 責任者	劉 建偉	趙 挺
⑨ 日本事務所住所	東京都台東区西浅草	東京都新宿区下落合
⑩ 日本駐在責任者	王 瓓	林 黙
⑪ 開始年月	1986年6月	1994年1月
⑫ 受入総数	2,450名	12,600名
⑬ 日本滞在者数	400名	310名
⑭ 受入機関契約数	6団体	12団体

18. 送出し機関の紹介（ベトナム）



	ESUHAI CO.,LTD (エスハイ)
① 代表者名	LE LONG SON (レロンソン)
② 所在地	40/12-40/14,Ap BAC St.,Ward13,Tan Binh Dist,Ho Chi Minh
③ 設立年月日	2006年6月9日
④ 業種	人材教育・労働者海外派遣・国内人材教育
⑤ 資本金	8,000 万円
⑥ 年商	33,879 万円
⑦ 従業員数	300 名
⑧ 責任者	LE ANH TUAN
⑨ 日本事務所住所	東京都千代田区内神田
⑩ 日本駐在責任者	清水 寛子
⑪ 開始年月	2006年8月8日
⑫ 受入総数	9,000 名
⑬ 日本滞在者数	4,000 名
⑭ 受入機関契約数	50 団体



公益社団法人 全国鉄筋工事業協会
〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-9-6 田中ビル4F
TEL 03(5577)5959 / FAX 03(3252)9170